

空き家の修繕費等を助成します！

小豆島町では、島外から移住を希望する方のために「空き家バンク」を開設し、町ホームページで空き家の紹介をしています。

「空き家バンク」への新規登録と物件の利活用を促進するため、家屋の修繕や家財道具の撤去などに掛かる費用を助成します。

◆ 対象者は・・・

- ・**空き家の所有者**：空き家バンクに賃貸目的で登録している方。
- ・**空き家の購入者**：進学又は転勤以外の目的で、定住の意志を有し、空き家バンクで登録している売買物件を購入した方。
ただし小豆郡外で3年以上在住したUIターン者。
小豆島町に転入して2年未満かつ売買契約終結日から2年以内の方。

ただし、「空き家になった場合、5年間は小豆島町空き家バンクに**賃貸物件**として登録すること」

「修繕等は**町内業者**に依頼すること」

「三親等以内の親族の契約は不可とすること」が条件です。

◆ 助成の対象となる修繕等の内容は・・・

下記のような内容が対象となります。

- ・ 台所、風呂、トイレの改修
- ・ 内装、屋根、外装等、家屋本体の改修
- ・ 住宅設備の修理又は新設
- ・ 家財道具の運搬及び廃棄
- ・ 畳替え、襖及び障子の張替え、ガラスの入れ替え など

◆ 助成額は・・・

修繕等にかかる費用の50万までの金額と、50万円を超える額の2分の1を助成します。(限度額 100万円)

(例) 修繕費が100万円の場合：50万円+(50万円×1/2)=75万円を助成



この補助制度に関するお問合せ先



小豆島町住まい政策課

TEL：82-7011

◆ 申請手続きの流れ

① 空き家バンクへの登録申込 ※空き家物件所有者のみ

空き家バンクへの登録申込は、小豆島町住まい政策課（TEL:82-7011）までお問合せください。事業担当が空き家の現状を確認に参ります。



② 補助金交付申請書の提出

「小豆島町空き家活用事業補助金交付申請書」を住まい政策課に提出してください。

●申請に必要なもの

空き家物件所有者

- ☐ 補助対象事業費が確認できる書類
- ☐ 補助対象事業実施予定箇所の写真

空き家バンク売買物件購入者

- ☐ 補助対象事業費が確認できる書類
- ☐ 補助対象事業実施予定箇所の写真
- ☐ 完納証明書(物件購入者で前住所にて世帯分取得必要)
- ☐ UIJ ターン者(町外から町内に転入した者をいう。)で、小豆郡外で3年以上在住した事がわかる書類として申請者の戸籍の附票等
※附表を提出される方へ・・・戸籍の附票は本籍地でのみ発行できる証明になります。本籍地に請求してください。
- ☐ 補助対象空き家の売買契約書の写し

申請内容を審査し交付を決定したときは、「交付決定通知書」を送付しますので、**通知書到着後に修繕等を行ってください。**

※申請した内容を変更・中止する場合は「小豆島町空き家活用事業補助金変更・中止承認申請書」を提出してください。



③ 事業完了報告の提出

修繕等の終了後30日以内に「小豆島町空き家活用事業完了報告書」と提出してください。

●報告に必要なもの

空き家物件所有者

- ☐ 補助対象事業費の支払いが確認できる書類
- ☐ 補助対象事業実施箇所の写真

空き家バンク売買物件購入者

- ☐ 補助対象事業費の支払いが確認できる書類
- ☐ 補助対象事業実施箇所の写真
- ☐ 小豆島町に転入した事を証明する書類 住民票の写し等(物件購入者)

報告書の内容を審査後、町から「補助金確定通知書」を送付します。



④ 補助金請求書の提出

「補助金確定通知書」が送付された後、「小豆島町空き家活用事業補助金請求書」を提出してください。提出後、指定の口座に補助金を振り込みます。